

「知らないと損する！ 労働法と社会保険法」

－ マイナンバーで会社実務はどう変わる？－

平成 27 年 10 月以降、市区町村から『通知カード』が郵送されてきます。この『通知カード』には、皆様の生年月日、住所・名前と 12 桁の番号が記載されています。この番号が『マイナンバー』といわれるもので、平成 28 年 1 月 1 日以降、社会保障・税・災害対策分野で利用開始されることになりました。このマイナンバーは、企業の規模や業種に関係なく使用が義務づけられます。この制度は番号管理や保管方法等準備に時間がかかります。また、就業規則の改定や社内規則の作成など多岐に渡っての準備が必要です。

その対応のしかた等について、特定社会保険労務士の川端重夫氏にわかりやすく解説して頂きます。

今回はこのマイナンバー制度と最近、改正された主な労働法について解説します。多数の参加をお待ちしています。

—— 主な講義内容 ——

1. マイナンバー制度とは何か？

① 本人確認とは？

② 何の書類に必要か？

* 社会保険・労働保険の取得や喪失、給付書類に

* 厳選徴収票や支払調書に

③ どのように保管管理するのか？

2. ストレスチェックとは？

3. 労働契約法の特例とは？

4. パート労働法の改正から

5. その他、労働法改正の動向他

6. 質疑応答

講師紹介：川端 重夫(かわばた・しげお)氏 (特定社会保険労務士、川端社会保険労務士事務所長)

1940 年生まれ、群馬県出身。富士短期大学経済学部卒業。1960 年、平凡社に入社。経理、総務、社長秘書を歴任後、1986 年に同社を退職し、同年の社会保険労務士試験に合格。翌年、川端社会保険労務士事務所を開業。現在、東京都高齢者雇用アドバイザーとして高齢者雇用の助言活動に携わりながら、200 社余りの顧問先の指導にあたっている。

『こうすれば社会保険労務士になれる』（中央経済社）、『労働・社会保険の手続きマニュアル』（日本法令）、『よくわかる 継続雇用制度導入の実務と手続き』（日本実業出版社）などの著書がある。会報『出版クラブだより』で、「知らないと損する！労働法と社会保険法」を連載。

----- 開催要領 -----

日 時 / 2015 年 4 月 22 日 (水) 14 時 00 分～16 時 30 分 (受付 13 時 45 分より)

会 場 / 日本出版クラブ会館 (大江戸線牛込神楽坂駅 徒歩 2 分)

東京都新宿区袋町 6 (地図：// http://www.shuppan-club.jp/?page_id=12 参照)

受講料 / 4,000 円 (資料代含む・出版クラブ会員社以外は 6,000 円) <当日支払>

申 込 / 申込書にご記入の上、FAX・郵送にてお申込ください (メールも可)。

一般財団法人日本出版クラブ事務局・セミナー係 電話 03-3260-5271

申込書 (切り取らずこのまま送信してください) (財)日本出版クラブ事務局・セミナー係 行			
⇒ FAX 03-3267-6095 E-mail zaidan@shuppan-club.jp			
会 社 名			
申込者名	(部署：)		
電 話		FAX	
受講者名			
			(計 名)

* 受講者の方からの事前質問も受け付けています。質問内容を zaidan@shuppan-club.jp までお送りください。